

静かに家庭を見守る守護神 住宅用火災警報器



目で煙や炎を見たり、鼻で焦げ臭いにおいを感じたり、耳でぱちぱちという音を聞いたり。人は、五感によって火災の兆候に気付くことができます。

しかし、就寝中や仕切られた部屋などで物事に集中しているときは、火災の兆候に気づくのが遅れること

があります。

そこで、家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、知らせてくれるのが住宅用火災警報器です。今回は住宅用火災警報器によって、大きな火災になるのを防ぐことができた事例を紹介します。

事例1

おでんを温めるために鍋をコンロにかけていたところ、待っている間に眠ってしまい、鍋が焦げて煙が上がり住宅用火災警報器が作動。警報音で火災に気付いた近所の方が、119番通報をしたため大事には至りませんでした。



事例2

消したつもりのたばこの吸い殻をごみ袋に捨て、火種が紙くずに着火し出火。住宅用火災警報器の警報音で火災に気づき、台所の水を汲み初期消火できました。警報音を聞いたマンションの隣人が119番通報しました。



事例3

仏壇に供えていた線香が座布団に落ち、引火。その場を離れていたものの、住宅用火災警報器が作動したことで気づき、すぐに駆けつけて初期消火に成功したため、大事には至りませんでした。



上益城郡5町消費生活相談員募集

- 募集人数** 若干名 **募集期間** 随時受け付け
- 任用期間** 令和5年4月1日(または任用の日)～令和6年3月31日
- ※会計年度任用職員として採用。契約は年ごと。勤務状況などにより契約を更新。原則として、採用後1カ月は条件付採用期間。
- 業務内容** 消費生活に関する相談対応、あっせん業務
消費者教育および啓発業務
その他消費生活に関すること
- 必要資格** 次の①～③全てを満たしている人
- ①以下のいずれかの資格を有する
 - ・消費生活相談員(国家資格)
 - ・消費生活専門相談員(独立行政法人国民生活センター認定)
 - ・消費生活アドバイザー(一般財団法人日本産業協会認定)
 - ・消費生活コンサルタント(一般財団法人日本消費者協会認定)
 - ②パソコンの基本操作ができる
 - ③地方公務員法第16条各号に該当しない

上益城郡5町では、連携事業として消費生活相談室を設置しており、消費生活相談員を募集しています。

☎ 危機管理課 ☎ 286-3210

- 勤務** 週2～3日のシフト制
(土・日・祝日、年末年始を除く)
時間は、午前9時～午後4時
(正午～午後1時は休憩時間)
勤務地は、曜日によって異なります。
月曜日…益城町役場
火曜日…御船町役場
水曜日…嘉島町役場
木曜日…甲佐町老人憩いの家
金曜日…山都町役場
- 報酬等** 日額9,000円(時給1,500円)
通勤手当あり
- 選考** 面接(履歴書、該当する資格認定証の写し持参)による